

本頁以降では、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年金融庁告示第15号、いわゆる「バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)」に基づく開示)により定められた開示項目を記載しております。

◆ 自己資本の構成に関する事項及び自己資本比率及び基本的項目比率

自己資本の構成の内訳及び自己資本比率、基本的項目比率につきましては、12頁に記載の「単体自己資本比率〔国内基準〕」及び30頁に記載の「連結自己資本比率〔国内基準〕」を参照願います。

◆ 自己資本の充実度に関する事項

● 所要自己資本の額

項目		所要自己資本の額	
		平成22年9月期	平成23年9月期
単位：百万円			
単体			
I 資産(オン・バランス)項目信用リスク・アセット			
1. 現金		11,005	11,042
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—
4. 国際決済銀行等向け		—	—
5. 我が国の地方公共団体向け		—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—
7. 国際開発銀行向け		—	—
8. 地方公共団体金融機構向け		10	10
9. 我が国の政府関係機関向け		92	125
10. 地方三公社向け		—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		532	532
12. 法人等向け		4,081	4,115
13. 中小企業等向け及び個人向け		1,825	1,782
14. 抵当権付住宅ローン		837	772
15. 不動産取得等事業向け		2,339	2,486
16. 三月以上延滞等		158	140
17. 取立未済手形		—	—
18. 信用保証協会等による保証付		147	123
19. 株式会社産業再生機構による保証付		—	—
20. 出資等		313	293
21. 上記以外		665	659
22. 証券化(オリジネーターの場合)		—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)		—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産		—	—
II オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット			
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント		210	192
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント		—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務		—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務		20	23
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)		—	—
5. N I F又はR U F		—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント		1	1
7. 内部格付手法におけるコミットメント		—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務		144	125
(うち借入金の保証)		17	12
(うち有価証券の保証)		—	—
(うち手形引受)		—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)		—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)		—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)		—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)		—	—
控除額(△)		—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券		1	2
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		39	39
12. 派生商品取引		3	1
(1) 外為関連取引		—	—
(2) 金利関連取引		3	1
(3) 金関連取引		—	—
(4) 株式関連取引		—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引		—	—
(6) その他のコモディティ関連取引		—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)		—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—	—
13. 長期決済期間取引		—	—
14. 未決済取引		—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス		—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		—	—
III オペレーショナル・リスク相当額			
		944	921
合計(総所要自己資本額)		12,159	12,156

単位：百万円

項目	所要自己資本の額	
	平成22年9月期	平成23年9月期
I 資産（オン・バランス）項目信用リスク・アセット	11,065	11,095
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10	10
9. 我が国の政府関係機関向け	92	125
10. 地方三公社向け	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	532	532
12. 法人等向け	4,032	4,082
13. 中小企業等向け及び個人向け	1,708	1,691
14. 抵当権付住宅ローン	837	772
15. 不動産取得等事業向け	2,339	2,486
16. 三月以上延滞等	158	140
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	147	123
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
20. 出資等	306	287
21. 上記以外	899	843
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
II オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット	210	192
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	20	23
5. N I F又はR U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1	1
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	144	125
（うち借入金の保証）	17	12
（うち有価証券の保証）	—	—
（うち手形引受）	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1	2
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	39	39
12. 派生商品取引	3	1
（1）外為関連取引	—	—
（2）金利関連取引	3	1
（3）金関連取引	—	—
（4）株式関連取引	—	—
（5）貴金属（金を除く）関連取引	—	—
（6）その他のコモディティ関連取引	—	—
（7）クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
III オペレーショナル・リスク相当額	998	969
合計（総所要自己資本額）	12,273	12,258

◆ 信用リスクに関する事項

● 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び3カ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(業種別)

単位：百万円

	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高									
			うち 貸出金、 コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		うち 債券		うち デリバティブ取引		うち 3カ月以上延滞 エクスポージャー	
	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期
製 造 業	48,810	49,355	46,103	47,042	1,001	1,001	—	—	510	758
農 業、林 業	3,811	3,919	3,811	3,919	—	—	—	—	—	39
漁 業	520	390	520	390	—	—	—	—	5	34
鉱業、採石業、砂利採取業	929	729	863	659	—	—	—	—	—	—
建 設 業	37,528	36,950	37,416	36,831	—	—	—	—	881	666
電気・ガス・熱供給・水道業	7,920	10,019	5,669	6,929	1,831	2,863	—	—	—	—
情 報 通 信 業	4,791	4,621	4,348	4,133	—	—	—	—	3	—
運 輸 業、郵 便 業	24,378	30,062	13,860	17,652	9,858	11,684	—	—	293	203
卸 売 業、小 売 業	52,024	52,290	51,688	52,014	—	—	—	1	842	1,089
金 融 業、保 険 業	119,310	135,034	8,067	12,330	46,466	42,688	65	45	10	—
不動産業、物品賃貸業	62,858	64,731	62,587	64,467	—	—	—	—	717	631
各 種 サ ー ビ ス 業	74,385	77,849	68,654	72,634	5,426	4,944	—	—	680	842
地 方 公 共 団 体	118,450	162,335	54,177	60,886	64,273	101,448	—	—	—	—
個 人	95,428	93,817	95,428	93,817	—	—	—	—	894	929
そ の 他	47,369	63,964	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	698,519	786,072	453,196	473,710	128,858	164,632	65	47	4,840	5,195

(地域別、残存期間別)

単位：百万円

	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高									
			うち 貸出金、 コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		うち 債券		うち デリバティブ取引		うち 3カ月以上延滞 エクスポージャー	
	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期
国 内	693,225	785,517	453,196	473,710	123,888	164,632	65	47	4,840	5,195
国 外	5,293	555	—	—	4,970	—	—	—	—	—
地 域 別 計	698,519	786,072	453,196	473,710	128,858	164,632	65	47	4,840	5,195
1 年 以 下	152,471	178,925	99,247	102,800	3,898	3,024	7	5		
1 年 超 3 年 以 下	121,419	127,294	106,272	97,806	15,109	29,457	37	31		
3 年 超 5 年 以 下	135,466	137,180	65,117	76,267	70,334	60,902	14	10		
5 年 超 10 年 以 下	118,480	150,452	78,957	86,773	39,517	63,679	6	—		
10 年 超 15 年 以 下	31,824	33,488	31,824	31,985	—	1,503	—	—		
15 年 超	32,244	38,728	32,244	32,663	—	6,065	—	—		
期間の定めのないもの	106,613	120,001	39,532	45,414	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 計	698,519	786,072	453,196	473,710	128,858	164,632	65	47		

(注) 本項目以降については、単体の内容が連結の大部分を占めることから、連結については記載を省略しております。

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減(部分直接償却前)

単位：百万円

		期首残高	当中間期増加額	当中間期減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成22年9月期	1,238	274	199	1,313
	平成23年9月期	2,163	315	368	2,110
個別貸倒引当金	平成22年9月期	8,571	915	251	9,235
	平成23年9月期	12,010	1,051	1,779	11,283

(個別貸倒引当金の地域別内訳)

単位：百万円

	期首残高		当中間期増加額		当中間期減少額		中間期末残高	
	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
国内計	8,571	12,010	915	1,051	251	1,779	9,235	11,283
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	8,571	12,010	915	1,051	251	1,779	9,235	11,283

(個別貸倒引当金の業種別内訳)

単位：百万円

	期首残高		当中間期増加額		当中間期減少額		中間期末残高	
	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
製造業	856	2,257	422	89	8	275	1,270	2,072
農業、林業	64	87	15	36	8	6	72	117
漁業	22	23	—	10	—	1	22	32
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,251	4,020	299	320	39	307	4,511	4,032
電気・ガス・熱供給・水道業	—	190	—	1	—	27	—	164
情報通信業	—	3	—	—	—	—	—	3
運輸業、郵便業	102	160	13	13	13	84	101	88
卸売業、小売業	871	1,244	43	136	65	244	849	1,136
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	623	1,157	38	277	38	536	623	898
各種サービス業	1,414	2,513	66	129	41	245	1,440	2,398
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	350	338	16	35	35	49	331	324
その他	13	14	0	0	—	—	13	14
業種別計	8,571	12,010	915	1,051	251	1,779	9,235	11,283

●業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

単位：百万円

	貸出金償却	
	平成22年9月期	平成23年9月期
製造業	425	△158
農業、林業	8	38
漁業	0	9
鉱業、採石業、砂利採取業	2	△1
建設業	274	221
電気・ガス・熱供給・水道業	0	△27
情報通信業	1	△0
運輸業、郵便業	0	△67
卸売業、小売業	51	△0
金融業、保険業	1	△0
不動産業、物品賃貸業	△2	△161
各種サービス業	96	△110
地方公共団体	—	—
個人	6	△107
その他	0	0
業種別計	864	△364

●標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

単位：百万円

	エクスポージャーの額			
	平成22年9月期		平成23年9月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	181,545	—	261,429
10%	—	66,401	—	68,081
20%	63,190	297	61,249	296
35%	—	59,821	—	55,190
50%	15,653	835	21,487	685
75%	—	61,123	—	59,719
100%	1,230	182,358	4,088	180,298
150%	—	1,624	—	1,455
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	80,074	554,009	86,825	627,156

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

単位：百万円

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成22年9月期	平成23年9月期
現金及び自行預金	9,982	9,172
金	—	—
適格債券	48,270	57,066
適格株式	191	274
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	58,444	66,514
適格保証	17,052	25,104
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	17,052	25,104

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

金利スワップ等の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計は平成22年9月期は0百万円、平成23年9月期は1百万円です。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

単位：百万円

種類及び取引の区分	平成22年9月期	平成23年9月期
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	65	47
外国為替関連取引及び金関連取引	0	1
金利関連取引	65	45
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	65	47

ニ. グロス再構築コストの額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

差し引いた額はゼロとなります。

ホ. 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

派生商品取引において担保の受入を行っている取引はありません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ハを参照

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

● 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

● 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

単位：百万円

	平成22年9月期	平成23年9月期
ショッピングクレジット・カード債権	—	—
合計	—	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本額

単位：百万円

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

◆ 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

● 中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

単位：百万円

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等 エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	4,441		3,839	
上記に該当しない出資等又は株式等 エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	981		934	
合 計	5,422		4,774	

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

単位：百万円

	中間貸借対照表計上額	
	平成22年9月期	平成23年9月期
子 会 社 ・ 子 法 人 等	184	184
関 連 法 人 等	—	—
合 計	184	184

● 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	平成22年9月期	平成23年9月期
売 却 損 益 額	6	△ 280
償 却 額	123	265

● 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	平成22年9月期	平成23年9月期
評 価 損 益 の 額	△ 1,962	△ 1,477

● 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆ 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

	平成22年9月期	平成23年9月期
金利ショックに対する経済価値の増減額 (VaR)	5,654百万円	4,198百万円
〔 信頼区間 99.0% 保有期間 240日 〕 〔 観測期間 1200日 〕	うち円貨 5,654百万円	うち円貨 4,198百万円
	うち外貨 ー 百万円	うち外貨 ー 百万円

(注) 1. 外貨のVaRは、銀行勘定における外貨の資産又は負債に占める割合が5%未満であるため、計測しておりません。
2. 平成23年9月期より要求払預金については、内部モデルで推計したコア預金を認識しております。